

ごみ袋販売店での「差額シール」の販売を終了します。

飯塚市では、平成21年6月からの料金改定により「旧ごみ袋」・「旧粗大ごみシール」を使用される場合は、差額シールの貼付が必要ですが、差額シールの売行きが減少していることから、平成22年9月末をもってごみ袋販売店での販売を終了します。なお、市役所本庁（環境整備課）及び各支所（市民窓口サービス課）では、今後も販売を継続いたします。

希望により「旧ごみ袋」を「現行のごみ袋」と交換します。

ごみ袋販売店での差額シールの販売終了に伴い、本庁、支所に遠い方や、また、使用頻度が低い「旧ごみ袋」をお持ちの方については、旧ごみ袋と現行のごみ袋との差額をいただき、現行のごみ袋と交換します。（例えば「旧かんびん袋」から「現行の可燃袋」への交換など。）

● 交換受付 9月15日～（下記の受付先まで電話にてお申込みください。）

● 交換開始 10月1日～（順次、飯塚市職員がお伺いします。）

※ 交換の方法は、原則として差額シール代をいただく方法となりますが、場合により、交換枚数は減りますが、差額を少なくすることができます。

※ 袋は1枚単位で交換できます。旧粗大ごみシールも交換します。

※ つり銭や現金での払い戻しはできません。ご了承ください。

※ 電話以外でも受け付けます。FAX22-8191 メールで k-shisetsu@city.iizuka.lg.jp

※ 交換まで時間がかかる場合がありますので、それまでの間に必要な差額シールの購入をお願いいたします。

※ ごみ袋を交換されなくても、差額シールを貼付していただければ、今後も使用出来ます。

旧ごみ袋交換についての電話受付・お問合せ先

飯塚市環境施設課 TEL 0948-22-7272（直通）

飯塚市（本庁） 環境整備課 TEL 0948-22-5500（代表）

穂波支所 市民窓口サービス課 TEL 0948-22-0380（代表）

筑穂支所 市民窓口サービス課 TEL 0948-72-1100（代表）

庄内支所 市民窓口サービス課 TEL 0948-82-1200（代表）

潁田支所 市民窓口サービス課 TEL 09496-2-2211（代表）